## 納税方法

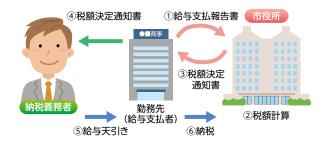
### ①普通徴収(個人納付)の場合【事業所得者など】

年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期です。 納付書もしくは口座振替で納めてください。



### ②給与からの特別徴収の場合【給与所得者】

今年度の税額決定通知書は、5月中旬に給与支払 者宛てに発送しています。勤務先を通じてお受け取 りください。



### ③公的年金からの特別徴収の場合【年金所得者】

前年中および令和7年4月1日において、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方が対象です。 公的年金の所得に係る市県民税が年金から天引きされます。

※4月・6月・8月に年金から天引きされた額が、 今年度の税額を上回る方には、後日、過納金を還 付する通知を送付します。



詳しくは市民税課までお問い合わせください。

# 市県民税・森林環境税の 税額決定・納税通知書を 発送します

市県民税は、市や県の行政を支える大切な財源の一つです。

原則として毎年1月1日現在で市内にお住まいの 方が課税対象です。

今年度の「市民税・県民税・森林環境税 税額 決定通知書兼納税通知書」は6月10日②に発送し ます。

なお、期限後に所得税の確定申告書を提出した場合は、申告内容を確認後、<u>随時、税額決定通知書ま</u>たは税額変更通知書を送付します。

※税額の計算方法の詳細は、通知書に同封する「市 民税・県民税の税額等の明細」をご覧ください。

#### ◇市県民税の申告について

毎年1月1日に市内にお住まいの方は、原則、前年中の所得を申告していただく必要があります。申告していない場合は、市県民税だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額などの決定が正しくできないことがあります。

ただし、次の①~④のいずれかに該当する方は、 申告の必要はありません。

- ①確定申告書を提出した方
- ②給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支 払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務 先へ確認してください)
- ③公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費など の各種控除を受けない方
- ④税制上の被扶養者等となっている方

### ◇証明書の発行を開始します

令和7年度の所得証明書・課税証明書については、6月10日®から市民税課、本納支所、コンビニエンスストア等で取得できます。

- ※コンビニエンスストア等では所得証明書のみ取得できます。
- ※給与特別徴収、非課税の方は、5月14日®から発 行しております。
- ※扶養されている方は、所得状況等により発行開始 日が異なります。

### 問合せ 市民税課 (2階) ☎ (20)1577 圏 (20)1609



















